

宿泊約款

第1条 適用範囲

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊規約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、ます。
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、ます。

第2条 宿泊規約の申し込み

1. 当ホテルに宿泊規約の申し込みを使用とする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名、住所、電話番号
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として当ホテルの基本料金表による)
 - (4) その他ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊規約の申し込みがあったものとして処理し、ます。

第3条 宿泊契約の成立

1. 宿泊契約は当ホテルが前項の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ます。ただし、当ホテルが承諾しなかつたことを証明したときは、この限りではあり、ません。

第4条 宿泊契約締結の拒否

1. 当ホテルは次にあげる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病感染者であると明らかに認められるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 滋賀県旅館の衛生措置の規律などに関する条例7条の規定する場合に該当するとき。

第5条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2にあげるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当ホテルは宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約を宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

第6条 当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは次にあげる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき、又は同行をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病感染者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 施設の営業休止や、営業規模の縮小に伴い、十分な宿泊サービスを提供できないとき。
 - (8) 滋賀県旅館の衛生措置の規律などに関する条例7条の規定する場合に該当するとき。
 - (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第7条 宿泊の登録

1. 宿泊は、宿泊当日当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊者の氏名、住所、電話番号
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国年月日
 - (3) 出発日
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に変わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第8条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同行に定める時間外の客室使用に応じることがあります。

(1)レイトチェックアウト

- イ) 10:00~12:00 室料金の 30%
- ロ) 10:00~14:00 室料金の 50%
- ハ) 14:00 以降 室料金の 100%

(2)アーリーチェックイン

- 12:00~15:00 室料金の 30%

第9条 利用規則の厳守

1. 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第10条 営業時間

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内の掲示等でご案内いたします。

(1)フロントサービス 6:00~24:00

(2)朝食サービス 6:30~9:00 (最終入場 8:45)

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

第11条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料等の内訳及びその算定方法は、当ホテルの料金表によります。
2. 前項の宿泊金等の支払は、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード、電子マネー等これに変わり得る方法により、宿泊客のチェックイン時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのちも宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条 当ホテルの責任

1. 当ホテルは宿泊約款及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損壊を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第13条 契約した客室の提供ができないときの取り扱い

1. 当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了承を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは前項の規定に関わらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償金を支払いません。

第14条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。
2. 宿泊客が当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。

第15条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、その所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後当ホテルが相当と考える措置をとることとします。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合に合っては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第16条 駐車場の責任

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの委託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。
2. 駐車場での盗難、事故につきまして当ホテルは一切その責任を持たず、また賠償をいたしません。

第17条 宿泊者の責任

1. 宿泊者の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害の賠償をしていただきます。

第18条 約款の変更

1. 当ホテルは、以下のいずれかに該当するときは、宿泊者の承諾を得ることなく、本約款を変更することができます。
 - (1) 本約款の変更が宿泊者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が、宿泊契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 本約款の変更にあたっては、当ホテルは、変更後の本約款の効力発生日の3日前までに、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容、その効力発生時期を当ホテルのWebサイトに掲載する方法又は宿泊者宛の電子メールにて、宿泊者に周知するものとします。なお、電子メールにより周知を行う場合、宿泊者が予め当館に申告した電子メールアドレスへの送信をもって周知が行われたものとします。
3. 本約款の変更の効力発生日後に宿泊者が宿泊（連続して宿泊する場合は最初の宿泊日の宿泊をいい、以下、本項において同じです。）サービス等の提供を受けた場合は、変更後の本約款に同意したものと

みなします。ただし、第1項(2)に基づく変更の場合、変更不同意の宿泊者は、前項の周知日から3日間又は宿泊サービス等の提供を受ける3日前のいずれか遅い日までに限り、宿泊契約を解約することができるものとします。この場合、宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【別表第1】 宿泊料金の内訳（第2条第1項及び第11条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料）
	追加料金	②外線電話通話料等 その他使用料金
	税金	消費税

（備考）

基本宿泊料は当館から別途掲示または案内する料金表によります。

【別表第2】 違約金（第5条第2項）

	10名まで	10~30名	31名~
不泊	100%	100%	100%
当日12時以降	100%	100%	100%
当日12時まで	0%	70%	100%
前日		50%	70%
14日前		20%	50%
30日前			20%

（注）1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

3. 団体客（15名以上）の一部についての契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込をお引き受け板場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合は切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。